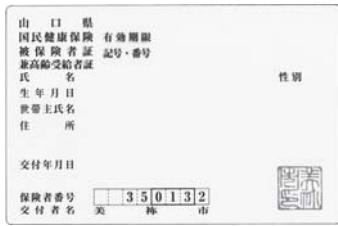


「高齢受給者証」に関するお知らせ

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」について、7月31日頃までは、「被保険者証」と「高齢受給者証」それぞれを医療機関などの窓口にて提示していただきますが、8月1日頃からは、この2つを一体化した、「被保険者証 兼 高齢受給者証」を医療機関などの窓口にて提示してください。



被保険者証 兼 高齢受給者証

この「被保険者証 兼 高齢受給者証」の大きさは従来の被保険者証と同じサイズとなり、被保険者証として郵送しますので、8月1日頃以降は、新しい「被保険者証 兼 高齢受給者証」をお使いください。

なお、「高齢受給者証」は自己負担割合を示すものです。

医療機関などで受診するときには医療機関などの窓口にて提示してください。

自己負担割合は平成30年中の所得などにより変わる場合があります。

更新は8月30日☎まで 手続きはお早めに。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」に関するお知らせ

【更新される人】

現在お持ちの「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「国民健康保険限度額適用認定証」（以下いずれも「認定証」という）の有効期限は、7月31日頃までとなっており、更新手続きが必要になります。

8月1日頃以降有効の認定証の更新手続きは、7月12日頃から受付を開始しますので、国民健康保険被保険者証（以下「保険証」という）・現在お持ちの認定証・印鑑をご持参のうえ、8月30日頃までに更新の手続きを行ってください。

なお、適用区分は、平成30年中の世帯の所得によって改めて判定しますので、これまでの限度額が変更になる場合があります。

【新規取得される人】

平成30年8月から現役並み所得者の所得区分が細分化されたことにより、窓口負担の上限額が変更となりましたので、平成30年中の課税所得が145万円以上690万円未満の人も申請により認定証が交付されます。

認定証が必要な人は随時受け付けています。保険証と印鑑をご持参のうえ、手続きを行ってください。



国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証



国民健康保険 限度額適用認定証

介護保険 負担限度額認定証は更新手続きが必要です

問い合わせ先
高齢福祉課 ☎0837(52)5229

介護保険を利用して特別養護老人ホームなどへの入所又は短期入所をした場合に、所得が一定以下の人は負担限度額認定申請により食費と居住費を軽減する制度が設けられています。

負担限度額認定の有効期間は8月1日から翌年の7月31日までとなっていますので、毎年更新手続きが必要です。現在認定を受けている人には、6月に更新の申請書類を送付しましたので、引き続き認定を希望する場合は更新の手続きをしてください。

また、認定を受けていない人で、右記の条件にあてはまる人は、所得や世帯の状況などにより対象となる場合がありますので、新規に申請をしてください。

負担限度額認定の対象となる人

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設、介護医療院）への入所（入院）又は短期入所を利用している人のうち、次のいずれにも該当する人

- ①生活保護世帯又は市民税非課税世帯であること
- ②配偶者が非課税であること

（別世帯にいる配偶者や内縁関係の人を含む）

- ③預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること



「後期高齢者医療 被保険者証」の更新のお知らせ

現在交付している保険証（緑色）は、有効期限が7月31日迄となっています。

新しい保険証（オレンジ色）は、7月上旬から郵送（簡易書留）されます。新しい保険証は8月1日迄からお使いください。

なお、現在お持ちの保険証（緑色）は8月1日迄以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者及び同じ世帯の被保険者は「限度額適用認定証」（以下いずれも「認定証」という）の交付を受けることができます。

この認定証を医療機関に提示することで、窓口負担や入院時の食事代・居住費が減額されます。

認定証の交付を受けるには申請が必要となります。申請は随時受け付けておりますので、後期高齢者医療制度の保険証をご持参のうえ、手続きを行ってください。

なお、住民税非課税世帯の人は、過去1年間の入院日数が91日（「区分Ⅱ」の認定証の交付を受けていた期間に限ります）以上の場合、入院時の食事代がさらに減額となります。再度、申請が必要となりますので、その際は病院の領収書など入院日数がわかる書類をご持参ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ

現在交付されている減額認定証の有効期限は、7月31日迄となっています。

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで令和元年8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」（※1）又は「区分Ⅱ」（※2）に該当する人には、7月31日迄までに新しい減額認定証を郵送します。

また、限度額適用認定証をお持ちで令和元年8月以降の認定区分が「現役Ⅰ」（※3）又は「現役Ⅱ」（※4）に該当する人には、7月31日迄までに新しい減額認定証を郵送します。

お手元に届きましたら、8月1日迄以降、医療機関へご提示ください。

なお、現在お持ちの減額認定証は8月1日迄以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

- ※1 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（年金収入は控除額を80万として計算します）又は老齢福祉年金受給者
- ※2 区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税（区分Ⅰに該当する人を除く）
- ※3 現役Ⅰ：住民税の課税所得145万円以上380万円未満の被保険者及び同じ世帯の被保険者
- ※4 現役Ⅱ：住民税の課税所得380万円以上690万円未満の被保険者及び同じ世帯の被保険者

【申請に必要なもの】

- ①後期高齢者医療制度の被保険者証
- ②病院の領収書など入院日数が分かる書類（「区分Ⅱ」の減額認定証の交付を受けており、過去1年間の入院日数が91日以上の人のみ）

【申請場所】

- ・市民課保険年金係
- ・各総合支所総合窓口課
- ・各出張所

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発効期日	
有効期限	
適用区分	
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

後期高齢者医療
限度額適用・標準負担額減額認定証

令和元年7月1日から

急な病気やケガなどで、救急車を呼ぶか、病院に行くか、迷ったときには

おとな(概ね15歳以上)の
**救急医療
電話相談**
#7119

IP電話、ひかり電話など
#7119が利用できない場合は
☎083(921)7119
相談時間 毎日24時間
看護師等が、病気やけがの症状を把握し、緊急性や応急手当の方法、適切な医療機関などについて、電話でアドバイスします。

緊急・重症の場合は、
迷わず119番
ついでに

子どもの(15歳未満のお子さん)
救急医療電話相談

#8000

IP電話、ひかり電話など
#8000が利用できない場合は
☎083(921)2755
相談時間:毎日午後7時~翌朝8時

※この電話相談は、診療行為、医療行為ではなく、電話での助言により相談者の判断の参考としていただくものです。

データで見る美祿市

まちのうごき (令和元年6月1日)

人口	24,195人	前月比 ▲56人
男	11,414人	前月比 ▲12人
女	12,781人	前月比 ▲44人
世帯数	11,058世帯	前月比 ▲5世帯

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
5月中	3(257)	0(1)	3(319)	60(3,103)
累計	18(1,357)	1(16)	28(1,678)	297(15,573)
昨年対比	4(▲315)	1(▲1)	10(▲370)	▲36(▲1,115)

()内は県下総数